

3. 自治区に対する補助について

(1) 自治区及び代表区の統合に関する補助

令和6年4月1日現在、市内には308の自治区があり、10,711世帯（※常住人口に対する加入率62%）の方へ加入いただいておりますが、加入世帯数が10世帯未満の自治区が10自治区になっています。市内全体では、自治区に加入している世帯数が、最大で124世帯、最小で6世帯となっており、加入世帯数に大きな開きがあります。

自治会活動は、東日本大震災をはじめ平成27年9月関東・東北豪雨災害等の大規模災害への対応や少子高齢化、地域の安全・防犯対策等から、その必要性が強く求められています。しかし、全国では、小規模自治会がその機能を維持できず、集落の消滅という事態も発生しておりますので、必要に応じて、自治区の統合について、話し合ってみてください。

なお、市では、自治区の統合を行っていただいた場合、新たに設立された自治区及び代表区に対し、円滑な運営を支援するために統合補助金を交付しています。統合前の自治区の数に5万円を乗じた額を交付しますので、ご利用ください。

1 補助の対象

複数の自治区及び代表区の統合で新たに設立された自治区及び代表区

2 補助額

統合前の自治区及び代表区数に5万円を乗じて得た額

※ただし1回限りとする

3 申請書類

補助金の交付を受けようとする自治区及び代表区は、次に掲げる書類を総務課へ提出する。

- ① 自治区等統合補助金交付申請書
- ② 自治区異動届
- ③ 自治区等統合補助金交付請求書
- ④ その他特に必要と認める書類



お問合せ：総務課行政管理係 電話43-2115

(2)地域集会施設整備費補助金

地域住民の連帯意識の高揚及び住民参加によるまちづくりを支援するため、自治活動に必要な地域集会施設の新築、増築、改築、大規模の修繕、大規模の模様替え又は補修を行う自治区に対し、予算の範囲内において補助金を交付します。



補助金の交付を要望される場合は、10月末日までに要望書を提出していただき、内容を審査の上、翌年度以降に交付決定となります。事業を計画している自治区は、事前に下記担当課までご相談くださいますようお願いいたします。

なお、補助決定前に事業を開始した場合、補助の対象になりませんのでご注意ください。

【補助対象事業と補助額】

補助対象事業	補助要件	補助額
新築事業	新たに地域集会施設を建築する場合であって、延床面積が50平方メートル以上であること。	補助対象事業に係る経費の10分の10以内の額とし、200万円を限度とする。
増築事業	既存の地域集会施設敷地又は当該敷地に隣接した敷地内において、同一棟又は別棟を建築し、既存の地域集会施設の延床面積を増加させる場合であって、直接工事費及びそれに係る消費税の合算額が50万円以上であること。	補助対象事業に係る床面積に、1平方メートル当たり2万4,000円を乗じて得た額とし、補助金の額は200万円を限度とする。
改築事業	既存の地域集会施設の一部を除去し、引き続きこれと規模構造の著しく異なるものを建築する場合であって、直接工事費及びそれに係る消費税の合算額が50万円以上であること。	同上
大規模の修繕 又は大規模の 模様替え事業	既存の地域集会施設において、建築基準法第2条第5号に規定する主要構造部の一種以上について過半の修繕又は模様替えを行う場合であって、直接工事費及びそれに係る消費税の合算額が100万円以上であること。	補助対象事業に係る経費の2分の1以内の額とし、100万円を限度とする。
補修事業	地域集会施設の維持管理上必要と認められる補修を行う場合であって、直接工事費及びそれに係る消費税の合算額が100万円以上であること。	補助対象事業に係る経費の3分の1以内の額とし、100万円を限度とする。

※過去に当該補助金の交付を受けた地域集会施設にあっては、補助金の交付を受けた年度から起算して10年経過しているものに限り、補助金の交付が可能となります。

※外構工事（駐車場整備など）及び備品の購入、備品の修理などは補助対象外となります。

お問い合わせ：総務課行政管理係 電話43-2115

(3)コミュニティ助成事業補助金(宝くじ補助金)


地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与するため、コミュニティ活動に必要な備品購入や集会施設の整備を行う自治会に対し、補助金を交付します。

なお、この助成金は、一般財団法人自治総合センターからの助成金を財源とするもので、宝くじの社会貢献広報事業の一つとして実施されます。

補助金の交付を要望される場合は、6月末日までに要望書を提出してください。その後、自治総合センターへの申請や審査を行い、翌年度以降の交付決定となります。補助決定前に事業を開始した場合、補助の対象になりませんのでご注意ください。

また、本事業においては、必ず事前に総務課にご相談ください。ご相談は随時受け付けております。

補助対象事業と補助額

事業区分	一般コミュニティ助成事業	コミュニティセンター助成事業
補助限度額	250万円(10万円単位) (補助割合 1/1)	1,500万円(10万円単位) (補助対象外工事を除いた事業費のうち 補助割合 3/5まで)
補助対象事業	コミュニティ活動に直接必要な設備など(建築物、消耗品は除く)の整備	住民の需要の実態に応じた機能を有する集会施設(コミュニティセンター・自治集会所等)の建設または大規模修繕、およびその施設に必要な備品の整備
主な対象外	<ul style="list-style-type: none"> ・中古品の購入、既存設備の修理、修繕、撤去など(地域の祭りに関する備品は除く) ・建築物、消耗品、建物と実質一体とみなせるもの(トイレ、畳、太陽光パネル)など 	<ul style="list-style-type: none"> ・建築基準法上の大規模修繕に該当しない改修、既存建物の増築 ・土地や建物に抵当権等の権利関係が付着しているもの ・建設の決定に対する住民の総意、土地や財源の確保などに懸念があるもの ・土地の整備(取得、造成を含む)。 ・既存設備の撤去など
具体的な事例	<ul style="list-style-type: none"> ○祭事用楽器の整備(長胴太鼓) ○集会所備品の購入(エアコン、冷蔵庫、テーブル、照明設備) ○遊具の整備(ブランコ、シーソー) ○倉庫の整備 ・基礎工事を伴わないもの。 	<ul style="list-style-type: none"> ○公民館整備事業 ・公民館の建設工事、登記費用および整備する備品(エアコン、テレビ、会議用テーブル、イスなど)の購入のみ対象。 ・公民館建設に伴う旧公民館の解体、地盤整備などは補助対象外工事となります。
注意事項	各備品に宝くじの社会貢献広報事業であることを示すクーちゃんシール(右図)を掲示する必要があります。また、集会施設建設の場合は、入口に宝くじの社会貢献広報事業であることを示す看板を掲示する必要があります。	

お問い合わせ：総務課行政管理係 電話 43-2115

(4)資源ごみ集積所整備改善事業費補助金

循環型社会の形成に資するため、地域住民が共同で利用する資源物を含む集積所を整備すること、又は既存の集積所を資源物が排出できるように改善する自治区等に対し、予算の範囲内において、補助金を交付します。

補助金交付の対象は、地域住民が共同で利用する資源物を含む集積所を新たに整備すること、又は既存の集積所に資源物の回収容器等を設置できるよう改善することです。

補助金の交付を要望される場合は、以下の条件を満たしていることが必要です。

【設置場所の条件】

- (1) 土地の所有者等の承諾又は許可を得た場所であること。
- (2) 資源物収集車又は一般ごみ収集車が作業のために停車中であっても他の車両の通行に支障がないと認められる場所であること。
- (3) 市有地及び公道でないこと。

補助金の額は、集積所の整備又は改善に要した費用の2分の1とし、5万円を上限とします。

資源ごみ集積所整備改善事業費補助金には、申請及び実績報告が必要となりますので、ご注意ください。

詳しくは、環境課にご相談ください。

お問い合わせ：環境課クリーン推進係 電話43-8234

(5)資源ごみ回収及びごみ分別支援報償金

自治区等が主体的に行う資源ごみの回収及び高齢者等のごみ出し支援に対し、次の通り、報償金を交付します。

品目等		報償金額
紙類・金属類・古布		5円/kg
びん類		1円/本
ペットボトル	回収業者に引渡した場合	5円/kg
	市リサイクルセンター搬入した場合	10円/kg
高齢者等のごみ分別・運搬を支援した場合		100円/回(※上限500円/月)

報償金の交付を受ける場合は、事前の団体届出及び実績報告が必要になりますので、ご注意ください。

詳しくは、環境課にご相談ください。

お問い合わせ：環境課クリーン推進係 電話43-8234